

第 17 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成 24 年 8 月 21 日 (水) 本社会議室	
委員	田中俊充 (弁護士) 矢橋農吾 (大学名誉教授) 西谷隆亘 (大学名誉教授) 垣花直樹 (水資源機構監事)	
審議対象	1. 公益法人に対する支出の点検・見直しについて 2. 平成 24 年度新規随意契約案件について	
1. 公益法人に対する支出の点検・見直しについての審議	委員	機構事務局
	・報告を受けた案件は既に過去の契約監視委員会を対象となっているが、それを公益法人に限っては再度審議するということが。	・点検見直しの観点として、については支出そのものの必要性の議論となると、契約が必要であったかどうかということになる。また、については、1 者応札対応なり随意契約の適切・厳格な適応がなされているかということなので、重ねてご意見を承るということになる。
	・同じ公益法人との契約にも複数の契約方式がある。当然、件名や発注事業所が違ったりするだろうが、一般競争入札で実施しないのはなぜか。	・公益法人の設立目的に特化したものを発注しており、従来は随意契約であった。昨今は、そこに競合もあるので、基本的に一般競争入札に移行したが、他にいないものは随意契約となる。参加者の有無を確認したものが 2 件あるが、これは競合が可能かもしれないという判断をした。
	・18 件の公益法人の中には既に公益法人でなくなったものもあると思うが、来年度はどうなるのか。	・1 番から 10 番の法人は 4 月に一般財団法人になった。11 番は 23 年度で契約終了、12 番から 14 番はいずれの法人になるかを表明していないため、公益法人となれば対象となる。15 番から 18 番は公益法人であるため、今後発注があれば対象となる。
	・内容見直し等のこれまでの取組の中で、コスト縮減とあるが、本当に必要なものだけを縮減しているのか、業務に影響してしまうことまで縮減していないか。特に 5 番「機械・電気通信機器価格調査業務」は縮減額が大きく、その内容について教えて頂きたい。	・5 番は、各事業所の調査依頼の項目を本社で一括して発注していたが、類似のものについては前年度の調査項目の傾向を見て、同じような価格のものは再利用できるのではないかとということで、物価上昇も勘案し、件数を精査した結果、前年度に比べて縮減となったものである。

第17回水資源機構契約監視委員会 審議概要

	<p>・点検・見直しの対象となる平成23年度の公益法人に対する18件の支出1件毎に、支出そのものについて必要性があるか、調達方法の競争性を高めるなど、より効率的・効果的な支出とできないか、の2つの観点で点検・見直しを行った。については、18件全てについて機構が業務を実施する上で必要不可欠な調達に伴う支出であることを確認した。また、調達業務の範囲や調査点数の抑制などの点検・見直しについても不断に行われていることを確認した。今後とも調達の必要性や調達業務の範囲等について、見直し・点検を行った上で調達を行うこと。の観点については、18件中14件が競争入札の方法により調達されており、結果的に1者応札となったものについては、常々当委員会において点検を行ってきたとおり、公益法人からの調達に限らず、参入障壁となる入札参加要件の設定は行われておらず、FAXによる入札公告の通知など、1者応札の改善に向けた取組が行われている。また、随意契約による調達4件のうち2件は、参加者の有無を確認する公募を行ったものであり、「競争性のある随意契約」に分類されるものであり、残余の特命随意契約により調達した2件については、随意契約等見直し計画に基づき実施されている。今後も調達方法の競争性を高める努力をし、より効率的・効果的な支出となるよう努めること。以上を当委員会の意見とする。</p>	
--	--	--

第 17 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

2.平成 24 年度新規随意 契約案件について	<ul style="list-style-type: none"> ・延長契約の場合には契約金額が今までより月ベースで低いが、どういう理由か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規で調達すると当時の調達価格よりも若干安くなる。その新規のものをベースに延長するものである。
	<ul style="list-style-type: none"> ・当初の契約時には耐用年数 5 年に対しリース期間は安全稼働を見込んで 4 年としている。1 年延長すると安全はどうかということが疑問であったが、月々の点検がきちんと行われ安全性が確保できる、仮にダウンしてもバックアップがあるという理解でよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・その通りである。
	<ul style="list-style-type: none"> ・本件について随意契約を締結することを了承する。 	

問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心 1 1 番地 2

ランド・アクシス・タワー内

電話 048 - 600 - 6500

水資源機構契約監視委員会事務局

財務部契約課長

小島 隆 (内線 2251)

技術管理室技術調査課長

長井 剛彦 (内線 4631)